

2019年9月／2020年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民事訴訟法・刑事訴訟法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民事訴訟法

【事例】

工務店を営む X は、友人である Y から同人の自宅敷地内における物置小屋の新築工事を 150 万円で請け負ったが、その際、Y から「現在は手元に資金的な余裕がないが、来年の夏頃には親族から大きな財産を譲られる予定なので、それまで支払いを待ってほしい」と懇請された。X は、Y とは子供の頃からの親しい仲であることを考慮して、請負代金の支払いを待たずに工事を完成させた。その後 X は、Y から、Y が現在居住している同人の自宅の改築工事を 800 万円で頼まれたので、以前と同様、請負代金は後払いの約束でこれを引き受け、注文どおりに完成させた。しかし、Y は、翌年の夏になっても、これらの支払いをする気配が一向になく、再三再四の X の督促に対し、「そのうち親族から財産を譲られるので、それまで待ってほしい」との弁明を繰り返した。そこで、X は、Y を被告として、とりあえず、自宅改築の請負代金である 800 万円の支払いを求める訴えを提起した。

【設問】

以下の各問について、民事訴訟法の観点から論じなさい。なお、問 1 と問 2 は相互に関連しない。

問 1 本件の口頭弁論において、Y は、「自分が資金不足のために請負代金の支払いの猶予を求めたという X の主張は嘘であり、物置小屋の新築工事のときも含めて、請負代金はすべて前払いを済ませている」と主張した。裁判所は、本件を審理した結果、判決において、「Y は、最初の物置小屋の新築工事のときから、親族から財産を譲られる予定であるとの同じ言い訳を繰り返し、これまで、X に対して支払いは一切していない」旨を認定して、Y に 800 万円の支払いを命じる判決を言い渡した。この判決が確定した後、Y が X に対し、物置小屋の新築工事の請負代金 150 万円の債務不存在確認の訴えを提起した。前訴の確定判決は、この後訴に対して何らかの影響を与えるか。

問 2 本件の口頭弁論において、Y は、「X は、数年前に工務店の事業に失敗して大きな借金を負い、Y の亡父 A に 1000 万円の借金を申し入れた。A は、X が息子 Y の親しい友人であることを考慮して、無利子で X に 1000 万円を貸し渡した。この 1000 万円の貸金債権は、現在 Y が相続しているので、この貸金債権を自働債権として、X の主張する 800 万円の請負代金債権と相殺する」と主張した。裁判所

は、Xの請負代金債権800万円の存在とYの貸金債権1000万円の存在をともに認め、両債権は対当額において相殺により消滅したとして、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。この判決に対して、XとYは、それぞれ控訴を提起することができるか。

刑事訴訟法

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】

覚せい剤取締法（営利目的所持）の犯罪事実（以下、「本件」という。）により逮捕された、暴力団組長である X 及びその妻である Y は、引き続き勾留中に、司法警察職員 K から、本件について取調べを受けたが、Y は、「自分の単独犯行である。」と供述したのに対し、X は、「覚せい剤は Y が勝手に買ったもので、自分はそんなものは処分しろと言っておいた。」と述べて犯行への関与を否認していた。

K は、Y が、依然として、自分の単独犯行だと供述しているにもかかわらず、X から自白を得るため、X に対し、「奥さんは本当のことを話しているぞ。誰が見ても奥さんが独断で関わるわけがない。お前が認めさえすれば奥さんが不起訴になるよう検事さんに頼んでやる。そろそろ本当のことを話したらどうか。」と申し向けた。X は、「しばらく考えさせてほしい。」と述べ、翌日の取調べにおいて、K に対し、覚せい剤は自分 [X] が購入し、隠しておいたもので、Y は本件に関係ない旨の供述をするに至った。そこで、K は、その供述を録取した書面を作成し、同書面の内容について読み聞かせた上、X の署名指印を得た。

その後、所要の捜査を経て、X は、Y と共謀の上、営利の目的で覚せい剤を所持したという覚せい剤取締法違反（営利目的所持）の罪で、公訴を提起されたが、Y は起訴猶予とされた。第 1 回公判期日が開かれ、冒頭手続において、X は無罪を主張し、弁護人も同意見であると陳述した。

【設問】

検察官が、X の公判において、公訴事実を立証するため、K の作成に係る、X の供述を録取した書面（下線部）の取調べを請求したとする。以下の小問すべてに答えなさい。

(1) この書面に証拠能力が認められるか否かを判断する際に、検討すべき刑事訴訟法の規定を挙げなさい。

ただし、項や号に分かれている規定である場合には、条だけでなく項や号まで明示すべきものとする。

(2) 裁判所がこの書面を証拠とすることができるかについて、(1) で挙げた規定の解釈適用の問題であり、

かつ当該書面が供述録取書であることを踏まえつつ、論じなさい。

〈参考条文〉

覚せい剤取締法

第41条の2

第1項 覚せい剤を、みだりに、所持し……た者……は、10年以下の懲役に処する。

第2項 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。

